

川口市告示第 2 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成30年度において、川口市が締結する物品購入、印刷、修繕、賃貸借、土木施設維持管理及び業務委託(建設工事に係る設計、調査及び測量を除く)等の契約の競争入札等に参加するための資格並びにその申請方法等を川口市契約に関する規則(昭和39年規則第14号。)第2条第1項及び第3条第1項の規定に則り定めたので、施行令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年1月4日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 申請できない者

次のいずれかに該当する者は申請できない。

- ・ 特別な理由がある場合を除き、施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ・ 施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、市の競争入札に参加させないこととされた者。
- ・ 国税(法人の場合は「法人税、消費税及び地方消費税」、個人事業者の場合は「所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税」)について未納がある者。
- ・ 市税(法人の場合は「法人市民税」、「特別徴収分の個人市民税」、「固定資産税(都市計画税を含む)」、「事業所税」及び「軽自動車税」、個人事業者の場合は「個人市民税」、「特別徴収分の個人市民税」、「固定資産税(都市計画税を含む)」、「事業所税」、「軽自動車税」及び「国民健康保険税」)について、直近5年分に未納がある者(川口市内に、申請者である本社若しくは本店、又は代理人とした支社、支店若しくは営業所等の事業所がある場合)。
- ・ 暴力団等(川口市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱第2条に規定する暴力団関係者、暴力団関係業者)との関係を有している者。
- ・ 申請する業務の営業に際し、登録、免許又は許認可等を受けていない者。

※ 引き続き2年以上その営業に従事していない場合は、申請は可能であるが入札に参加することはできない。

2 入札参加資格の有効期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 資格審査基準日

平成30年1月4日

4 申請の方法・期間

「5 提出書類一覧」に掲げる申請書類及び添付書類を郵送により送付

申請期間：平成30年1月4日(木)から1月19日(金)まで(消印有効)

送付先：〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1 川口市理財部契約課管理係 あて

5 提出書類一覧

	法人	個人	書類名	備考
1	○	○	物品入札(見積)参加資格審査申請書受付票	
2	○	○	物品入札(見積)参加資格審査申請書	
3	○	○	営業経歴書・参加希望業種表	
4	○	○	国税の納税証明書(未納の税額がないことの証明)：法人「その3の3」、個人「その3の2」	提出日前3ヵ月以内に発行のもの。 写し可。
5	△	△	市税納付状況調査等同意書	市内に本店又は代理人とした支店等の事業所を有する場合のみ。
6	○	△	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	提出日前3ヵ月以内に発行のもの。 写し可。
7	○	△	法人番号指定通知書の写し(個人の場合は提出不要)	国税庁から通知されたもの。(「国税庁法人番号公表サイト」から検索し、法人番号が表示された画面を印刷したのもでも可。)
8	○	△	財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等)	直近のもの1期分。
9	△	△	役員、組合員名簿	協同組合又は団体等の場合のみ。
10	△	○	身分証明書(禁治産、後見及び破産宣告等の通知を受けていないことの記載のあるもの)	提出日前3ヵ月以内に発行のもの。 写し可。
11	△	○	登記されていないことの証明書(成年被後见人、被保佐人及び被補助人とするすべての記録がないことの記載のあるもの)	提出日前3ヵ月以内に発行のもの。 写し可。
12	△	○	所得税確定申告書及び所得税青色申告決算書の写し	直近のもの1年分。
13	△	△	登録又は免許等の証明書等の写し	申請する業務の営業に際し、登録、免許又は許可等を必要とする場合。
14	△	△	事業所外観及び内部の写真	市内に本店又は代理人とした支店等の事業所を有する場合のみ。提出日前3ヵ月以内に撮影のもの。カラーのみ(モノクロ不可)。
15	○	○	誓約書	
16	△	△	受付票返送用封筒(長3、82円切手)	受付票の返送を希望する場合のみ。 返送先を記入して切手を貼付した封筒を添付すること。

6 入札参加資格における業種別区分

業種別区分は、次表に掲げるとおりとする。

【業種別区分表】

(物品)

業種番号・名称	取扱品目番号・名称
02 燃料	01 ガソリン 02 重油 03 灯油 04 潤滑油 05 LPガス 06 コークス 07 石炭 08 木炭・薪 09 固形燃料 10 都市ガス 99 その他
03 事務用品・家具	01 文房具、事務用品 02 印章・ゴム印 03 用紙類 04 木製家具 05 スチール家具 06 額縁 99 その他
04 印刷	01 一般印刷 02 フォーム印刷 03 特殊印刷 04 封筒 05 製本 06 地図 07 青写真・マイクロ写真 99 その他 (※ポスター・冊子等の企画編集業務は「41 広報・広告・映像制作業務」)
05 事務機器、 情報処理用機器、 電算用品	01 事務機器(シュレッダー等) 02 複写機 03 プリンタトナー 04 コンピュータ及び周辺機器 05 ソフトウェア 99 その他
06 消防防災用品	01 消火器 02 ホース 03 消防ポンプ 04 避難器具 05 救助器具 06 防火服 07 化学消火薬剤 08 防災用品 09 災害用備蓄食糧 99 その他
07 車両・部品修理	01 自動車 02 ごみ収集車 03 消防車 04 救急車 05 自動車部品 06 車検分解整備 07 自転車等 99 その他
08 精密機器等	01 カメラ 02 フィルム 03 現像・焼付 04 貴金属 05 時計 06 眼鏡 07 ミシン 08 編機 99 その他
09 医療・ 介護用機械器具	01 医療器材 02 看護器材 03 介護用器材 99 その他
10 医薬品・ 衛生材料・ 介護用品	01 医薬品 02 衛生材料 03 介護用品 04 工業薬品・防疫剤 99 その他
11 厨房機器等	01 厨房機器 02 流し台・調理台 03 食器洗浄・消毒機器 04 学校給食用器具 05 業務用冷蔵・冷凍関係 06 給湯関係機器 07 風呂釜等浴槽関係機械器具 99 その他
12 電気・ 通信用機器類	01 家庭用電化製品 02 音響機器 03 電話交換機 04 無線機 05 消防用無線 06 携帯電話 07 産業用機械器具(発券機等) 99 その他
13 図書	01 書籍 02 雑誌 03 地図 99 その他
14 学校用品・教材	01 教材 02 教育機器 03 実習用機器 04 教材用ソフトウェア 05 視聴覚教育機器 06 理科実験器具 07 保健室用品 99 その他

業種番号・名称	取扱品目番号・名称
15 楽器・保育用品	01 洋楽器 02 和楽器 03 楽譜 04 音楽CD・レコード 05 ビデオ・DVDソフト 06 保育教材 07 遊具 08 玩具 09 乳母車 99 その他
16 スポーツ用品	01 運動器具 02 運動用品 03 運動靴 99 その他
17 機械器具・農工具	01 建設機械 02 機械工具 03 農工具 04 散水装置 05 ボイラー 06 ポンプ 07 電源・発電装置 08 浄水装置 09 バルブ 10 送風機 11 冷凍機 12 油圧・空圧機器(ジャッキ等) 99 その他
18 看板・道路標識等	01 看板 02 掲示板 03 標示板 04 住居表示案内板 05 道路標識 06 カーブミラー 07 電照式標識 08 道路保安機材 09 バリケード 10 交通安全用品 11 木杭 12 境界杭 13 展示品 99 その他
19 被服・寝具	01 被服 02 消防被服 03 雨衣 04 手袋 05 革靴 06 作業靴 07 安全靴 08 ゴム長靴 09 ヘルメット 10 布団・毛布・敷布 99 その他
20 装飾・舞台設備	01 室内装飾品(絨毯・カーペット・緞帳等) 02 舞台用品 03 旗・のぼり・垂れ幕 04 腕章 99 その他
21 金物・工具・ 塗料・雑貨	01 建築金物 02 大工道具 03 工具 04 清掃用具(ワックス含む) 05 食器類(磁器・ガラス器・漆器類) 06 塗料 07 日用雑貨(石鹼洗剤・段ボール箱・軍手含む) 08 ポリ袋 09 トイレットペーパー 10 かぎ 11 生ごみ処理機 99 その他
22 理化学・光学・ 公害・測量	01 分析機器 02 光学機器 03 試験検査機器 04 環境測定機器 05 測量機器 06 水道メーター 07 理化学用品 99 その他
23 食品	01 お茶 02 飲料品 03 食品類 99 その他
24 園芸・鳥獣・ 造園資材	01 用土肥料 02 種苗 03 生花 04 植木 05 園芸用品 06 各種動物 07 飼料 08 造園資材 99 その他
25 ガラス・建具・畳	01 ガラス 02 アルミサッシ 03 木製建具 04 畳 99 その他
26 建設・舗装・ 上下水道資材・ 鋳物	01 碎石 02 砂利・砂 03 石材 04 木材 05 石灰 06 セメント 07 コンクリート製品 08 アスファルト製品 09 アスファルト乳剤 10 上下水道資材(鋳鉄管・仕切弁等) 11 集水・雨水・汚水枿 12 鉄蓋 13 鋼材(鋼材・鋳鉄・非鉄金属等) 14 鋳物材料・製品 15 プレカット部材 99 その他
27 葬祭	01 冠婚葬祭 99 その他
28 記念品	01 贈答品 02 記章 03 カップ・トロフィー・盾 04 金盃・銀盃 05 クオカード類 99 その他
29 選挙用品	01 選挙用品 99 その他
30 不用品買受	01 紙屑 02 鉄屑 03 非金属屑 04 機械屑 05 繊維屑 06 ペットボトル 07 自動車・バイク 08 自転車 09 OA機器 99 その他
98 切手等	01 切手 02 はがき 03 収入印紙 99 その他
99 その他の製品	99 その他(上記のいずれにも属さない物品・製品)

(業務委託)

業種番号・名称	取扱品目番号・名称
31 建物管理業務	01 施設警備 02 機械警備 03 その他警備 04 受付 05 電話交換 06 駐車場管理 07 電気設備運転 08 空調設備運転 09 ボイラー設備運転 99 その他
32 庭園・ 樹木管理業務	01 公園管理 02 緑地管理 03 樹木管理 04 花壇管理 05 植栽・伐採 06 除草 99 その他
33 保守点検業務	01 電気設備 02 通信設備 03 ボイラー 04 空調設備 05 エレベーター 06 エスカレーター 07 消火・消防設備 08 火災報知器 09 ガス設備 10 自動ドア 11 照明灯 12 医療機器 13 O A機器 14 貯水槽 15 浄化槽 16 上下水施設 17 清掃施設 99 その他
34 清掃業務	01 建物清掃 02 貯水槽清掃 03 浄化槽清掃 04 下水道管内清掃 05 道路清掃 99 その他
35 施設運転管理業務	01 ごみ処理施設管理運転 02 下水処理施設管理運転 03 ポンプ場管理運転 04 スポーツ施設維持管理運転 05 浄配水施設維持管理運転 99 その他
36 廃棄物処理業務	01 一般廃棄物処理(収集・運搬) 02 一般廃棄物処理(中間処理) 03 一般廃棄物処理(処分) 04 産業廃棄物処理(収集・運搬) 05 産業廃棄物処理(中間処理) 06 産業廃棄物処理(処分) 07 特別管理産業廃棄物(収集・運搬) 08 特別管理産業廃棄物(中間処理) 09 特別管理産業廃棄物(処分) 99 その他
37 消毒・ 害虫駆除業務	01 建物 02 樹木 03 ネズミ 04 白蟻 05 蜂 06 ゴキブリ 07 鳥害防除 08 ガス燻蒸 09 砂場除菌 99 その他
38 旅行運搬請負業務	01 旅行業 02 貸切バス 03 自動車運転代行 04 一般貨物輸送 05 移転(引越し) 06 美術品運搬 07 貸倉庫 99 その他
39 給食業務	01 学校給食 02 病院給食 03 レストラン運営 04 宅配 99 その他
40 イベント・ 催事関係業務	01 イベント企画・運営 02 会場・舞台設営 03 展示設計 99 その他
41 広報・広告・ 映像制作業務	01 テレビ 02 ラジオ 03 ビデオ 04 映画 05 パンフレット・ポスター・冊子等の企画編集業務 (※印刷のみの場合は「04 印刷」) 99 その他
42 計画策定業務	01 総合計画 02 福祉計画 99 その他

業種番号・名称		取扱品目番号・名称			
43	検査・調査業務 (工事に関連しない分野)	01 水質検査	02 大気測定	03 土壌分析調査	04 放射能測定 05 騒音レベル調査
		06 環境アセスメント調査	07 漏水調査	08 交通量調査	09 市場調査
		10 理化学検査	11 臨床検査	12 集団検診	13 食品検査
		14 作業環境測定	15 土地鑑定調査	16 物件鑑定調査	99 その他
44	情報関連業務	01 システム・プログラム開発	02 システム保守	03 データ入力	04 電算処理
		05 インターネット業務(ホームページ作成等)	99 その他		
45	レンタル・リース業務	01 O A機器	02 コピー	03 ファクシミリ	04 印刷機
		05 医療機器	06 福祉機器	07 寝具	08 仮設建物・トイレ
		09 自動車	10 樹木	99 その他	
46	保健・介護福祉業務	01 訪問介護	02 訪問入浴	03 在宅看護・介護	04 寝具洗濯・乾燥
		99 その他			
47	美術・文化財関係業務	01 修復	02 状態調査	03 保存処理	04 埋蔵文化財調査
		99 その他			
48	ライフライン	01 電力供給	99 その他		
100	その他の業務	01 人材派遣	02 生命保険	03 損害保険	04 翻訳・通訳
		05 会議録等の速記	06 水道検針・料金徴収	07 クリーニング	08 封入・封緘業務
		09 スライド作成	10 航空写真	11 医療事務	99 その他

- ・ 参加希望業種は、「業種別区分表」から希望する業種を選択し、申請書類に記入すること。最大で5業種まで選択できる。なお、選択した業種のうち、取扱品目の選択数に制限はない。
- ・ 「業種別区分表」の「取扱品目番号・名称」に該当する品目としてあてはまるものがないときは、「99 その他」を選択し、その名称や内容を申請書類に記入すること。
- ・ 業種の「04 印刷」は、印刷機を保有し、自社で印刷が可能な場合のみ登録可能とする。

7 その他

- ・ 返送用封筒を添付して申請した場合は、提出書類受領後に順次「受付票」を返送するが、この「受付票」はあくまで書類を受領したことの証しであり、資格審査済であることを証明するものではない。
- ・ 提出書類に不備又は不足があった場合には、電話等での問合せ確認のうえ、不足書類の提出等必要に応じて補正を依頼することがある。
- ・ 申請書類と添付書類の内容が異なり、修正内容が添付書類により明らかな場合は、申請書類の内容を修正することがある。
- ・ 資格審査結果の通知は行わない。
- ・ 資格審査後、参加資格を付与した申請者の情報は「物品入札(見積)参加資格者名簿」に登載し、平成30年4月1日に川口市ホームページで公開する。また、申請者の情報は、川口市情報公開条例の「非公開情報」に該当しない限り、情報公開の対象とする。
- ・ 「物品入札(見積)参加資格者名簿」に登載されている情報は、川口市の事業に必要な場合、

所管する課・機関へ提供することがある。

- 川口市が発注する業務委託契約については、原則として再委託を禁止する。
- 申請書類及び添付書類の提出後に申請内容に変更が生じた場合は、「物品入札(見積)参加資格申請書変更届」を作成し、必要書類を添付のうえ速やかに提出すること。なお、申請受付期間終了後及び資格者名簿登載後に申請内容に変更が生じた場合も同様とする。
- 市長は、市税納付状況調査等同意書に基づき、申請時及び資格の有効期間中、経営の規模及び状況に関わり、関係公簿等の調査を行う。
- 申請時及び資格の有効期間中において、未納が確認された場合には、競争入札及び随意契約に参加することはできない。
- この審査申請手続きは、川口市が締結する契約の競争入札等に参加する資格を付与するためのものであり、川口市の各課・機関が所管する各個別事業への参加登録をするものではないので、それらへの参加登録については、各事業所管課・機関に確認すること。
- その他、申請書類の作成上の注意事項等の詳細は、「平成29・30年度【1月追加受付】川口市物品入札(見積)参加資格審査申請の手引き」による。